

気象庁から西日本電信電話株式会社へのオンライン接続による  
警報事項の通知に関する協定

気象庁（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、気象業務法第15条及び第15条の2の規定に基づく警報事項の通知（以下「警報事項の通知」という。）を迅速かつ確実に実施するため、オンライン接続することについて、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙をオンライン接続することにより、甲から乙へ警報事項を通知するとともに、乙が警報事項の受信を確認した旨（以下「受領通知」という。）を甲へ返信することにより、警報事項の通知を迅速かつ確実に実施することを目的とする。

第2章 警報事項の通知及び受領通知の返信等

（警報事項の通知及び受領通知の返信）

第2条 甲から乙へ警報事項を通知した場合、乙は受領通知を甲へ直ちに返信しなければならない。

2 乙から甲への受領通知の返信は、オンライン接続における通信手順での応答機能により実施する。

（警報の種類）

第3条 甲から乙へ通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、暴風雪警報、暴風雪特別警報、大雨警報、大雨特別警報、大雪警報、大雪特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報、洪水警報、津波警報、大津波警報、噴火警報（火口周辺）、噴火警報（周辺海域）及び噴火警報（居住地域）とする。

（伝送手段及び装置等の設置）

第4条 甲から乙への警報事項の通知、及び乙から甲への受領通知の返信は、甲の保有する「気象情報伝送処理システム（アデス西日本システム）」と乙の保有する「NTT 西日本警報伝達システム」とを通信回線により接続し実施する。

(設置場所の変更)

第6条 甲及び乙は、第4条の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用負担は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

### 第3章 点検及び管理運用

(点検及び管理)

第7条 本協定に基づく、アデス西日本システムとNTT西日本警報伝達システムの運用に関する細目事項は、別に定める。

2 甲及び乙は、保有する機器及び装置を安全かつ確実に作動させるため、それぞれの責任において定期点検及び修理を適切に行うものとする。

3 甲及び乙は、前項の定期点検及び修理を実施するに際して、それぞれの作業に便宜を図るものとする。

### 第4章 その他

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲及び乙が相互に協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第9条 本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

### 附 則

第1条 本協定は2019年4月25日から適用する。

第2条 「気象庁から西日本電信電話株式会社へのオンライン接続による警報事項の通知に関する協定(平成25年8月30日)」は、廃止する。

2019年4月25日

甲 東京都千代田区大手町1-3  
気象庁予報部業務課長

乙 大阪府中央区馬場町3-15  
西日本電信電話株式会社 営業推進部長

